

輸入植物検疫規程の一部を改正する件新旧対照条文

○輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第二 第三条第一項第四号の規定する措置の基準

別表第二 第三条第一項第四号の規定する措置の基準

植物の種類		検疫有害動植物		措 置	
一 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であつて栽培の用に供するもの 1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等		ミカンクロトゲコナジ ラミ、モモキバガ キシレーラ・ファステ イデイオーサ、デウテ ロフオーマ・トラケイ フィラ、ウメ輪紋ウイルス		[略]	
2 アボカド、キウイフルーツ、パイナップル、フェル		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

植物の種類		検疫有害動植物		措 置	
一 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であつて栽培の用に供するもの 1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等		ミカンクロトゲコナジ ラミ、モモキバガ キシレーラ・ファステ イデイオーサ、デウテ ロフオーマ・トラケイ フィラ、 <u>プラムポック</u> スウイルス		[略]	
2 アボカド、キウイフルーツ、パイナップル、フェル		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	二〇四「略」	五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの
イジョア、マンゴウ等	「略」	アマリリス、グラジス、オラス、ク
イガラムシ、オルタガ・エクスウイナケア、シイノコキクイムシ、デアクリシア・インウエステイゴトルム エリスリシウム・サルモニカラー、アボカド斑点細菌病菌、トマト黄化えそウイルス	「略」	オラス、ク ロツカス、ク すいせん、 ダリア、チ ユーリツプ 、にんにく 、ヒアシンス、ゆり等
	「略」	「略」

	二〇四「略」	五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの
イジョア、マンゴウ等	「略」	アマリリス、グラジス、オラス、ク
イガラムシ、オルタガ・エクスウイナケア、シイノコキクイムシ、ジャワマルカイガラムシ、デアクリシア・インウエステイゴトルム エリスリシウム・サルモニカラー、アボカド斑点細菌病菌、トマト黄化えそウイルス	「略」	オラス、ク ロツカス、ク すいせん、 ダリア、チ ユーリツプ 、にんにく 、ヒアシンス、ゆり等
	「略」	「略」

十 野菜 生果実及び生			七〇九〔略〕	六 前各項に掲げ るもの以外の植 物及びその部分 であつて栽培の 用に供するもの			
一 〔略〕 三			〔略〕	二 前号に 掲げるも の以外の 植物		一 〔略〕	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	キク半身萎ちよう病菌 、宿根カスミソウ疫病 菌、カーネーション萎 ちよう細菌病菌	オオタバコガ、オンブ バツタ、キスジノミハ ムシ	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕
細菌、タバコ茎えそウ イルス							

十 野菜 生果実及び生			七〇九〔略〕	六 前各項に掲げ るもの以外の植 物及びその部分 であつて栽培の 用に供するもの			
一 〔略〕 三			〔略〕	二 前号に 掲げるも の以外の 植物		一 〔略〕	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	キク半身萎ちよう病菌 、宿根カスミソウ疫病 菌、カーネーション萎 ちよう細菌病菌	オオタバコガ、オンブ バツタ、キスジノミハ ムシ、ジャワマルカイ ガラムシ	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕
イカ、ヒアシンス黄腐 病菌、タバコ茎えそウ イルス							

い、レタ 、はくさ にんにく んじん、 なす、に トマト、 まねぎ、 りー、た が、セロ 、しょう さといも 、しょう が、セロ りー、た まねぎ、 トマト、 なす、に んじん、 にんにく 、はくさ い、レタ	菌	ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピテイウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌	イ、ヤサイゾウムシ	リニエラ・スクルツェ	マハナアブ、フランク	ベツ、き	ぶ、キヤ	イブ、か	7 エンダ	ン等	か、メロ	6 かぼち	や、すい	アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ、テトラニクス・パキフィク	ス、オンシツコナジラ	ミ、タバコガ、ハイジ	ラニクス・パキフィク	コウラナメクジ、テト	アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ、テト	[略]	[略]	[略]	[略]	4・5
																								[略]

い、レタ 、はくさ にんにく んじん、 なす、に トマト、 まねぎ、 りー、た が、セロ 、しょう さといも 、しょう が、セロ りー、た まねぎ、 トマト、 なす、に んじん、 にんにく 、はくさ い、レタ	菌	ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピテイウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌	サイゾウムシ	ラ・スクルツェイ、ヤ	アブ、フランクリニエ	ギバエ、ハイジマハナ	ミ、タバコガ、タマネ	ス、オンシツコナジラ	7 エンダ	ン等	か、メロ	6 かぼち	や、すい	アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ、テトラニクス・パキフィク	ス、オンシツコナジラ	ミ、タバコガ、タマネ	ラニクス・パキフィク	コウラナメクジ、テト	アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ、テト	[略]	[略]	[略]	[略]	4・5
																								[略]

---

---

ス等

8

あさつき、アスパラガス、アーテイク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らつきょう、リーキ等

9

いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された

---

---

---

---

---

ス等

8

あさつき、アスパラガス、アーテイク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らつきょう、リーキ等

9

いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された

---

---

---

野菜類	十一・十二〔略〕	十三 油料種子であつて栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物				十四 殻果類の種子であつて栽培の用に供さないもの
	〔略〕	1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいち、ひま、べにばな等	2 〔略〕	3 〔略〕	1 〔略〕	2 いちよ う、カシ ユーナツ ツ、はし ばみ、ペ カン、む きぐり、 むきぐる
	〔略〕	オオコナナガシンクイ ムシ、グラナリアコク ゾウムシ、ノシメマダ ラメイガ、ヒメアカカ ツオブシムシ、プティ ヌス・フル	〔略〕	〔略〕	〔略〕	カシノシマメイガ、コ クゾウモドキ、コツノ コクヌストモドキ、ホ ソカクムネヒラタムシ
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

野菜類	十一・十二〔略〕	十三 油料種子であつて栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物				十四 殻果類の種子であつて栽培の用に供さないもの
	〔略〕	1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいち、ひま、べにばな等	2 〔略〕	3 〔略〕	1 〔略〕	2 いちよ う、カシ ユーナツ ツ、はし ばみ、ペ カン、む きぐり、 むきぐる
	〔略〕	オオコナナガシンクイ ムシ、グラナリアコク ゾウムシ、ノシメマダ ラメイガ、ヒメアカカ ツオブシムシ、プティ ヌス・フル、ワタミヒ ゲナガゾウムシ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	カシノシマメイガ、コ クゾウモドキ、コツノ コクヌストモドキ、ホ ソカクムネヒラタムシ 、ワタミヒゲナガゾウ ムシ
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕	十五 ～ 二十 〔略〕	
	〔略〕	み等
	〔略〕	
	〔略〕	
備考 〔略〕	十五 ～ 二十 〔略〕	
	〔略〕	み等
	〔略〕	
	〔略〕	